

1 KES1.3.3(2)対応
KES2.3.3(2)

環境関連法的及びその他の要求事項 適用調査表

定期調査： 毎年 月 調査日 年 月 日
臨時調査： 法改正時等 組織名

確 認	調 査 者

	法 規 等 名 称	適 用 条 件(抜粋)	適用or外	当組織で適用を受ける該当施設・物質等
大 気	大気汚染防止法	「ばい煙発生施設」「粉じん発生施設」等の設置。又は1万m ³ /h以上	適 用	
水 質	水質汚濁防止法(下水道法)	特定施設からの公共用水域へ排出。(50m ³ /d以上の汚水等の排出)	適用外	
	浄化槽法	浄化槽使用者		
騒音・振動	騒音規制法	指定地域。30tプレス機、7.5kw以上の空気圧縮機等特定施設		
	振動規制法	指定地域。機械プレス、空気圧縮機等特定施設		
大気・水質 騒音・振動	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業で、大気・水質・騒音・振動等に係る適用条件に該当する施設を持つ事業場。各法律の特定施設とは異なる。		
悪 臭	悪臭防止法	規制地域。特定悪臭物質		
温暖化防止 廃棄物	フロン排出抑制法 (旧フロン回収破壊法)	第一種特定製品(エアコン、冷蔵・冷凍器)を保有する事業者 第一種特定製品(エアコン、冷蔵・冷凍器)の廃棄		
廃 棄 物	廃棄物処理法	一般廃棄物、産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物 、特別管理産業廃棄物がある		
	リサイクル法	パソコン所有者、紙製造業、ガラス容器製造業、建設業他		
	家電リサイクル法	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの消費者、事業者、小売業者他		
	小型家電リサイクル法	電話、カメラ、プリンター、電動工具、扇風機など対象28品目の廃棄		
	自動車リサイクル法	自動車所有者、引き取り業者、フロン類回収業者、解体業者他		
	容器包装リサイクル法	ガラス瓶、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装について、容器の利用、製造、包装の利用を行う特定事業者		
	食品リサイクル法	食品関連事業者(外食、コンビニ業他)		
	建設リサイクル法	建築物解体業、床面積80m ² 以上の解体、500m ² 以上の新・増築工事		
土 地	工場立地法	敷地9,000m ² 、建物3,000m ² の新設(増設)、工業団地他		
	土壤汚染対策法	有害物質特定施設を設置していた土地、土壤汚染の生ずる土地		
地 下 水	工業用水法	指定地域内の地下水採取		
エネルギー	省エネルギー法	原油換算1500kl/年以上使用、輸送事業者、特定機器製造他		
化学物質	労働安全衛生法	有害物製造、有機則、特化則、鉛則、石棉則の指定物質の使用		
	毒物及び劇物取締法	毒物、劇物の製造、輸入、販売業及び業務上取扱者		
	消防法(危険物関連)市条例あり	危険物の指定数量以上貯蔵、取扱い、運搬		
	高圧ガス保安法	高圧ガス、特定高圧ガス、第一種ガスの製造貯蔵等及び取扱		
	ダイオキシン類対策特別措置法	特定施設(焼却炉、電気炉等)の設置		
	PRTR法	第一種指定(特定)化学物質の取扱事業者。常雇用者21名以上		
	PCB廃棄物特別措置法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者		
地方条例	京都府環境を守り育てる条例	大気、騒音の最小化及び廃棄物の適正処理、減量の努力義務		
	京都府地球温暖化対策条例	地球温暖化防止に必要な措置を講ずること		
	京都市地球温暖化対策条例	地球温暖化防止に必要な措置を講ずること		
	京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	分別の義務(全事業者)。2Rの促進に関する実施義務・努力義務(6分野の事業者)。報告書・計画書等の提出(指定業種で規模要件に該当する事業者)。		
協定・覚え書	市町村公害防止協定			
	業界規範・協定			
	地域との協定・覚え書			
顧客要求	グリーン調達、EMS導入、化学物質規制			
その他	自主基準の設定、関連組織要請			

法的及びその他要項事項の順守状況チェック表

作成日 年 月 日
組織名

確認 チェック者

* チェックは 1 回／年 実施する。

調査実施日 年 月 日

	適用を受ける法規名	該当する施設・物質	法規の要求事項	適 正	不適正	不適正の場合の対応
大気	大気汚染防止法	・ばい煙発生施設 ・有害物質集塵機	特定施設の届出 排出・排出口基準の順守 測定・記録・保存 敷地境界線上基準の順守			
水質	水質汚濁防止法 下水道法	・排水処理装置	特定施設の届出 排水基準の順守 測定・記録・保存			
騒音・振動	騒音規制法 振動規制法	・機械プレス ・圧縮機	特定施設の届出 敷地境界線上基準の順守 騒音・振動防止努力義務			
大気・水質 騒音・振動 悪臭	特定工場における公害防止組織 の整備に関する法律 悪臭防止法	・トルエン・キシレン	環境管理総括者の選任・届出 公害防止総括者・管理者の選任・届出 排出基準の順守 悪臭防止努力義務			
温暖化防止 廃棄物	フロン排出抑制法 (旧フロン回収破壊法)	第一種特定製品 ・業務用エアコン ・業務用冷蔵庫・冷凍庫	使用時:簡易点検・専門点検の責務。一定規模以上の 機器の定期点検責務。漏えい量の報告。 廃棄時:回収・運搬・破壊の料金支払い。委託確認書 (回収依頼書)・引取証明書保存。			
廃棄物	廃棄物処理及び清掃 に関する法律(廃棄物処理法)	一般廃棄物 産業廃棄物 ・廃油、廃プラ ・水銀使用製品産業廃棄物 特別管理産業廃棄物 ・排水カドミ汚泥	保管場所表示、保管基準の順守 運搬・処分業者との委託契約 マニフェストの交付・回収・定期報告 特管廃棄物管理責任者の選任 廃棄物の減量等の推進			
リサイクル	リサイクル法 家電リサイクル法 小型家電リサイクル法 容器包装リサイクル法 自動車リサイクル法	・パソコン ・テレビ、エアコン ・電話、プリンター等 ・特定容器 ・業務用自動車	長期使用、再生資源の努力義務 買換時リサイクル料負担 再資源化を適正に実施する業者へ引渡し努力 使用量申告、再商品化義務(委託料支払) 車検又は買換時リサイクル料負担			
化学物質	毒物及び劇物取締法 消防法 労働安全衛生法 (有機則、鉛則、特化則、石綿則)	・硫酸・苛性カリ ・灯油 ・シンナー ・過酸化水素 ・トルエン、キシレン ・粉じん等の取扱作業	保管施設・容器への表示 盗難・漏洩防止 屋内・外貯蔵所の届出 取扱責任者の選任・届出 保管管理基準の順守 作業主任者の選任・表示 作業環境測定			
地方条例	京都府環境守り育てる条例 京都府・市地球温暖化対策条例 京都市廃棄物の減量及び適正処 理等に関する条例	・廃棄物、自動車	大気、騒音の最小化、廃棄物の減量努力 地球温暖化防止措置、アイトリングストップ 分別義務(全事業者)。2Rの促進に関する実施義務・ 努力義務、報告・計画提出(該当する事業者)			
顧客要求 その他	A社のグリーン調達基準 B社の有害化学物質規制		EMS登録 有害物質不使用証明			

注) 適用を受ける法規についてのみ記載し、チェックすること。